

(証券コード 5351)

株 主 各 位

平成 28 年 6 月 8 日

東京都千代田区大手町二丁目 2 番 1 号

品川リフラクトリーズ株式会社

代表取締役社長 相 川 貢

第 182 回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第 182 回定時株主総会を下記の通り開催いたしますのでご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席お差し支えの場合は、書面によって議決権を行使することができますので、後記の株主総会参考書類をご検討くださいませ、お手数ながら同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成 28 年 6 月 28 日午後 5 時 30 分までに当社に到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成 28 年 6 月 29 日（水曜日） 午前 10 時
2. 場 所 東京都千代田区丸の内一丁目 7 番 12 号
サピアタワー 6 階
ステーションコンファレンス東京 605 号会議室
〔第 182 回定時株主総会会場ご案内図〕をご参照ください。
3. 会議の目的事項
報 告 事 項
 - (1) 第 182 期(平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日まで)
事業報告及び連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会
の連結計算書類監査結果報告の件
 - (2) 第 182 期(平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日まで)
計算書類報告の件
- 決 議 事 項
 - 第 1 号議案 剰余金の配当の件
 - 第 2 号議案 定款一部変更の件
 - 第 3 号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）8 名選任の件
 - 第 4 号議案 監査等委員である取締役 5 名選任の件
 - 第 5 号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件
 - 第 6 号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件
 - 第 7 号議案 退任取締役及び退任監査役に対し慰労金贈呈の件

以 上

（お願い） 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類の内容に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.shinagawa.co.jp/>) に掲載させていただきます。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の配当の件

当社の利益配分の基本的な考え方は、株主への安定した配当を確保しつつ将来に増配を心がけ、併せて企業体質の強化のため内部留保の充実を図ることです。

当期の期末配当につきましては、当期の業績及び今後の事業環境等を総合的に勘案し、1株につき3円といたしたいと存じます。

なお、当期は中間配当金として3円をお支払いしておりますので、年間の配当金は1株につき6円となります。

期末配当に関する事項

1. 配当財産の種類

金銭といたします。

2. 株主に対する配当財産の割当に関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき3円といたしたく存じます。

この場合の配当総額は、282,823,209円となります。

3. 剰余金の配当が効力を生じる日

平成28年6月30日といたしたく存じます。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）が平成27年5月1日に施行され、新たな機関設計として監査等委員会設置会社制度が創設されました。当社は、社外取締役が過半数を占める「監査等委員会」が監査・監督を行うことにより、取締役会の監督機能をより強化し、コーポレート・ガバナンス体制の更なる充実を図るため、監査等委員会設置会社に移行いたしました。所要の変更を行うものであります。

なお、本議案は、本総会の終結の時をもって効力が発生するものといたします。

2. 変更の内容

変更の内容は次の通りであります。

(下線は変更部分であります。)

現 行 定 款	変 更 案
第 1 章 総則	第 1 章 総則
第 1 条～第 3 条 (条文省略)	第 1 条～第 3 条 (現行どおり)
(機関)	(機関)
第 4 条 当社は、株主総会及び取締役 の他、次の機関を置く。	第 4 条 当社は、株主総会及び取締役 の他、次の機関を置く。
(1) 取締役会	(1) 取締役会
(2) 監査役	(2) <u>監査等委員会</u>
(3) <u>監査役会</u>	(削除)
(4) 会計監査人	(3) 会計監査人
(公告方法)	(公告方法)
第 5 条 (条文省略)	第 5 条 (現行どおり)
第 2 章 株式	第 2 章 株式
第 6 条～第 10 条 (条文省略)	第 6 条～第 10 条 (現行どおり)
第 3 章 株主総会	第 3 章 株主総会
第 11 条～第 16 条 (条文省略)	第 11 条～第 16 条 (現行どおり)
第 4 章 取締役、 <u>監査役</u> 、取締役会及び <u>監査役会</u>	第 4 章 取締役、取締役会及び <u>監査等 委員会</u>
(員数)	(員数)
第 17 条 当社の取締役は <u>15 名以内</u> 、 <u>監査役は 4 名以内</u> とする。	第 17 条 当社の取締役 (<u>監査等委員で ある取締役を除く。</u>) は <u>10 名以内</u> とする。 <u>2. 当社の監査等委員である取締役は 5 名以内とする。</u>

<p>(選任決議) 第 18 条 (新設)</p> <p>取締役及び監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席を要する。</p> <p>2. 取締役の選任は累積投票によらないものとする。</p> <p>(任期) 第 19 条 取締役の任期は選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時まで、監査役の任期は選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 (新設)</p> <p>2. 補欠により選任された取締役又は監査役の任期は前任者の残任期間とする。</p> <p>(代表取締役及び役付取締役) 第 20 条 取締役会は、取締役の中から代表取締役若干名を選定する。</p> <p>2. 取締役会はその決議により取締役の中から会長1名、社長1名、及び副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p>	<p>(選任決議) 第 18 条 取締役の選任決議は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役を区別して行う。</p> <p>2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席を要する。</p> <p>3. 取締役の選任は累積投票によらないものとする。</p> <p>(任期) 第 19 条 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. 監査等委員である取締役の任期は選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>3. 任期満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は前任者の残任期間とする。</p> <p>(代表取締役及び役付取締役) 第 20 条 取締役会は、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から代表取締役若干名を選定する。</p> <p>2. 取締役会はその決議により取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から会長1名、社長1名、及び副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p>
--	---

(常勤の監査役)

第 21 条 監査役会は、その決議により監査役の中から常勤の監査役1名以上を選定する。

(取締役会及び監査役会の招集)

第 22 条 取締役会及び監査役会の招集は会日より3日前までに、取締役会については各取締役及び各監査役に、監査役会については各監査役に対してそれぞれその通知を発するものとする。但し緊急を要するときはこの期間を短縮することができる。

(新設)

(取締役会の決議の省略)

第 23 条 (条文省略)

(取締役会規程及び監査役会規程)

第 24 条 取締役会は会社の業務執行その他に関し別に取締役会規程を設けるものとする。

2. 監査役会は監査役会に関する事項に関し別に監査役会規程を設けるものとする。

(報酬等)

第 25 条 取締役及び監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、それぞれ株主総会の決議を以てこれを定める。

(常勤の監査等委員)

第 21 条 監査等委員会は、その決議により監査等委員である取締役の中から常勤の監査等委員1名以上を選定することができる。

(取締役会及び監査等委員会の招集)

第 22 条 取締役会及び監査等委員会の招集は会日より3日前までに、取締役会については各取締役に、監査等委員会については各監査等委員である取締役に対してそれぞれその通知を発するものとする。但し緊急を要するときはこの期間を短縮することができる。

(重要な業務執行の決定の委任)

第 23 条 当会社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって、重要な業務執行(同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。

(取締役会の決議の省略)

第 24 条 (現行どおり)

(取締役会規程及び監査等委員会規程)

第 25 条 取締役会は会社の業務執行その他に関し別に取締役会規程を設けるものとする。

2. 監査等委員会は監査等委員会に関する事項に関し別に監査等委員会規程を設けるものとする。

(報酬等)

第 26 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役を区別して株主総会の決議を以てこれを定める。

<p>(取締役の責任免除) 第 26 条 (条文省略)</p> <p>(監査役の責任免除) 第 27 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第 423 条第 1 項の監査役(監査役であったものを含む。)の責任を法令の限度において免除することができる。</p> <p>2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間に、同法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p style="text-align: center;">第 5 章 計算</p> <p>第 28 条～第 31 条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第 6 章 買収防衛策</p> <p>第 32 条～第 33 条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p>(取締役の責任免除) 第 27 条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p style="text-align: center;">第 5 章 計算</p> <p>第 28 条～第 31 条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第 6 章 買収防衛策</p> <p>第 32 条～第 33 条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">附則</p> <p>(監査役の責任免除に関する経過措置) 第 1 条 平成 28 年 6 月開催の第 182 回定時株主総会終結前の監査役(監査役であったものを含む。)の行為に関する会社法第 423 条第 1 項の賠償責任の取締役会決議による免除については、なお従前の例による。</p> <p>2. 平成 28 年 6 月開催の第 182 回定時株主総会終結前の監査役の行為に関する会社法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定する契約については、なお従前の例による。</p>
---	---

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社となり、取締役全員（8名）は定款変更の効力発生時をもって任期満了により退任となります。つきましては、監査等委員会設置会社へ移行後の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下本議案において同じ。）8名の選任をお願いいたします。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとします。

取締役候補者は次の通りであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	相川 貢 (昭和25年9月21日)	昭和50年4月 日本鋼管(株)入社 平成14年2月 同社総務・人事部人事労政統括グループリーダー兼鉄鋼事業部人事労政部長 平成15年4月 JFEスチール(株)労政人事部長 平成17年4月 同社常務執行役員 平成20年4月 同社専務執行役員 平成22年4月 同社代表取締役副社長 平成24年4月 当社顧問 平成24年6月 当社代表取締役副社長 平成25年6月 当社代表取締役社長（現任）	28,000株
		<p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>相川 貢氏は、JFEスチール(株)での代表取締役副社長等の経験を経て、平成24年4月に当社へ移籍しております。当社では平成24年6月の代表取締役副社長就任を経て、平成25年6月以来代表取締役社長を務めております。経営者として豊富な見識・経験・実績を兼ね備えており、その豊富な経験と実績を当社の経営に反映させることにより当社の経営体制がより強化されると判断し、取締役候補者としております。</p>	
2	吉野良一 (昭和26年4月11日)	昭和49年4月 当社入社 平成10年4月 当社岡山工場第3製造部長 平成11年10月 当社神戸営業所長 平成15年4月 当社第2営業部長兼神戸営業所長 平成19年6月 当社取締役第2営業部長兼神戸営業所長 平成21年10月 当社取締役常務執行役員 平成28年4月 当社取締役常務執行役員第2営業部担当（現任） 平成28年6月 (株)セラテクノ代表取締役社長（就任予定）	18,000株
		<p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>吉野良一氏は、長年にわたり技術開発部門・製造部門・営業部門業務に携わり、平成19年6月より取締役を務めております。経営者として豊富な見識・経験・実績を兼ね備えており、その豊富な経験と実績を当社の経営に反映させることにより当社の経営体制がより強化されると判断し、取締役候補者としております。</p>	

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
3	飯田 栄司 (昭和30年8月25日)	昭和56年4月 当社入社 平成16年1月 当社技術研究所第1研究グループマネージャー 平成21年4月 当社湯本工場長 平成21年10月 当社執行役員湯本工場長兼湯本製造部長 平成24年6月 当社常務執行役員湯本工場長兼湯本製造部長 平成25年6月 当社取締役常務執行役員 平成28年4月 当社取締役常務執行役員生産部門・調達センター・安全環境部担当、西日本工場長(現任)	9,000株
<p>【取締役候補者とした理由】 飯田栄司氏は、長年にわたり技術開発部門・製造部門業務に携わり、平成21年10月より執行役員、加えて平成25年6月より取締役を務めております。経営者として豊富な見識・経験・実績を兼ね備えており、その豊富な経験と実績を当社の経営に反映させることにより当社の経営体制がより強化されると判断し、取締役候補者としております。</p>			
4	金重 利彦 (昭和31年10月14日)	昭和57年4月 当社入社 平成13年4月 当社岡山工場日生製造部製造室長 平成14年12月 当社湯本工場鹿島製造室長 平成16年4月 当社湯本工場長 平成21年4月 当社岡山工場副工場長兼製造部長 平成22年6月 当社執行役員岡山工場長兼製造部長 平成25年6月 当社取締役常務執行役員 平成28年4月 当社取締役常務執行役員第1営業部・第3営業部・第4営業部担当(現任)	17,000株
<p>【取締役候補者とした理由】 金重利彦氏は、長年にわたり技術開発部門・製造部門・営業部門業務に携わり、平成22年6月より執行役員、加えて平成25年6月より取締役を務めております。経営者として豊富な見識・経験・実績を兼ね備えており、その豊富な経験と実績を当社の経営に反映させることにより当社の経営体制がより強化されると判断し、取締役候補者としております。</p>			

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する当社 の株式数
5	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">新任</div> 齋藤 敬治 (昭和31年11月24日)	昭和55年4月 当社入社 平成15年12月 当社岡山工場日生製造部長 平成18年7月 Shinagawa Advanced Materials Americas Inc. 社長 平成23年4月 当社技術研究所長 平成23年6月 当社執行役員技術研究所長 平成25年6月 当社常務執行役員湯本工場長 兼湯本製造部長 平成28年4月 当社常務執行役員技術研究 所・技術部担当、技術研究所 長兼技術部長（現任）	7,000 株
		【取締役候補者とした理由】 齋藤敬治氏は、長年にわたり技術開発部門・製造部門業務に加え米国子会社経営に携わり、平成23年6月より執行役員を務めております。経営者として豊富な見識・経験・実績を兼ね備えており、その豊富な経験と実績を当社の経営に反映させることにより当社の経営体制がより強化されると判断し、取締役候補者としております。	
6	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">新任</div> 加藤 健 (昭和33年8月24日)	昭和56年4月 当社入社 平成19年6月 当社総務部長兼不動産部長 平成21年10月 当社総務部長 平成24年6月 当社執行役員総務部長 平成26年4月 当社常務執行役員総務部長 平成28年4月 当社常務執行役員管理部門・ 国内関係会社担当（現任）	13,000 株
		【取締役候補者とした理由】 加藤 健氏は、長年にわたり総務部門・経理部門・購買部門業務に携わり、平成24年6月より執行役員を務めております。経営者として豊富な見識・経験・実績を兼ね備えており、その豊富な経験と実績を当社の経営に反映させることにより当社の経営体制がより強化されると判断し、取締役候補者としております。	

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
7	<p>新任 黒瀬 芳和 (昭和33年11月29日)</p>	昭和58年4月 川崎製鉄(株)入社 平成19年4月 JFE スチール(株)東日本製鉄所 (京浜地区) 製鋼部長 平成22年4月 同社スラグ事業推進部長 平成25年4月 当社築炉事業部長付 平成25年6月 当社執行役員築炉事業部長 平成26年4月 当社執行役員第1営業部長 平成27年4月 当社常務執行役員第1営業部長 平成28年4月 当社常務執行役員築炉事業部・ エンジニアリング部担当(現任)	4,000株
<p>【取締役候補者とした理由】 黒瀬芳和氏は、JFE スチール(株)でのスラグ事業推進部長等の経験を経て、平成25年4月に当社へ移籍後、平成25年6月より執行役員を務め、これまで築炉部門・営業部門業務に携わっております。経営者として豊富な見識・経験・実績を兼ね備えており、その豊富な経験と実績を当社の経営に反映させることにより当社の経営体制がより強化されると判断し、取締役候補者としております。</p>			
8	<p>新任 山下 寛文 (昭和35年1月10日)</p>	昭和57年4月 日本鋼管(株)入社 平成20年4月 JFE スチール(株)第2関連企業部長 平成23年4月 同社西日本製鉄所副所長 平成26年4月 当社執行役員経営企画部・海外 事業部・海外営業部・海外関係 会社担当、経営企画部長 平成27年4月 当社常務執行役員経営企画部・中国 アジア事業部・欧米豪州事業部・海 外関係会社担当、経営企画部長(現任)	1,000株
<p>【取締役候補者とした理由】 山下寛文氏は、JFE スチール(株)での西日本製鉄所副所長等の経験を経て、平成26年4月に当社へ移籍後、同年同月より執行役員を務め、これまで経営企画部門・海外関係部門業務に携わっております。経営者として豊富な見識・経験・実績を兼ね備えており、その豊富な経験と実績を当社の経営に反映させることにより当社の経営体制がより強化されると判断し、取締役候補者としております。</p>			

(注) 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

第4号議案 監査等委員である取締役5名選任の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社となります。つきましては、監査等委員である取締役5名の選任をお願いいたします。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとします。

監査等委員である取締役候補者は次の通りであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	新任 箱根直意 (昭和30年3月6日)	昭和52年4月 川崎炉材(株)(平成16年4月をもってJFE炉材(株)に会社名を変更)入社 平成20年6月 同社総務部長 平成21年10月 当社赤穂工場総務室長 平成25年6月 当社常勤監査役(現任)	5,000株
		【取締役候補者とした理由】 箱根直意氏は、長年にわたり経理部門・総務部門業務に携わり、平成25年6月より監査役を務めております。その豊富な経験と実績を当社の経営に反映することにより監査・監督機能が一層強化されると判断し、監査等委員である取締役候補者としております。	
2	新任 市川 一 (昭和33年11月19日)	昭和57年4月 当社入社 平成24年4月 当社経営企画部長兼内部監査室長 平成25年6月 当社執行役員経営企画部長兼内部監査室長 平成26年4月 当社執行役員経理部長 平成27年4月 当社常務執行役員経理部長 平成28年4月 当社常務執行役員社長付内部監査関係特命事項担当(現任)	14,000株
		【取締役候補者とした理由】 市川 一氏は、長年にわたり経理部門・経営企画部門・内部監査部門の業務に携わり、平成25年6月より執行役員を務めております。その豊富な経験と実績を当社の経営に反映することにより監査・監督機能が一層強化されると判断し、監査等委員である取締役候補者としております。	

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する当社 の株式数
3	新任 豊泉 貫太郎 (昭和20年10月17日)	昭和45年4月 司法研修所修了 弁護士(現任) 平成16年3月 当社仮監査役 平成16年4月 慶応義塾大学法科大学院教授 平成16年6月 当社監査役(現任) <重要な兼職の状況> 平成16年7月 日本生命保険相互会社社外監査役(現任)	一株
	【社外取締役候補者とした理由】 豊泉貫太郎氏は、弁護士としての会社法はもとより企業法務全般に関する高度かつ豊富な知識と経験を有しており、平成16年3月より当社社外監査役として取締役会の意志決定の妥当性及び適正性について助言していただいております。こうした経歴から経営全般に対する監視・監督を期待して、監査等委員である社外取締役候補者としております。 なお、同氏は社外役員となること以外の方法で会社経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。		
4	新任 佐藤 正典 (昭和22年7月28日)	昭和45年4月 監査法人朝日会計社(現有限責任あずさ監査法人)入社 昭和48年3月 公認会計士登録 平成16年5月 あずさ監査法人(現有限責任あずさ監査法人)理事長 平成22年6月 同法人退任 平成22年10月 佐藤会計事務所開設 平成23年6月 当社社外監査役(現任) <重要な兼職の状況> 平成23年8月 全国農業協同組合中央会理事・監査委員長(現任) 平成26年6月 タカタ㈱社外監査役(現任)	一株
	【社外取締役候補者とした理由】 佐藤正典氏は、公認会計士・税理士として企業会計全般に関する高度かつ豊富な知識と経験を有しており、平成23年6月より当社社外監査役として取締役会の意志決定の妥当性及び適正性について助言していただいております。こうした経歴から経営全般に対する監視・監督を期待して、監査等委員である社外取締役候補者としております。 なお、同氏は社外役員となること以外の方法で会社経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。		

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する当社 の株式数
5	<p>新任 中 島 茂 (昭和24年12月27日)</p>	<p>昭和54年4月 弁護士登録 昭和58年4月 中島経営法律事務所設立 平成15年6月 (株)リクルート社外監査役 平成16年6月 三菱商事(株)社外監査役 平成27年6月 当社社外取締役(現任) <重要な兼職の状況> 平成12年12月 日精エー・エス・ピー機械(株) 社外監査役(現任) 平成15年6月 (株)日本証券クリアリング機構 社外監査役(現任)</p>	一株
<p>【社外取締役候補者とした理由】 中島 茂氏は、弁護士としての会社法はもとより企業法務全般に関する高度かつ豊富な知識と経験を有しており、平成27年6月より当社社外取締役として取締役会の意志決定の妥当性及び適正性について助言していただいております。こうした経歴から経営全般に対する監視・監督を期待して、監査等委員である社外取締役候補者としております。 なお、同氏は社外役員となること以外の方法で会社経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。</p>			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 豊泉貫太郎、佐藤正典、中島 茂の各氏は会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。また、各氏は金融商品取引所の定めに基づき届け出た独立役員であります。
3. 当社は、箱根直意、豊泉貫太郎、佐藤正典、中島 茂の各氏と会社法第423条第1項に定める賠償責任について、その職務を行うにつき善意であり重大な過失がなかったときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額に限定する契約を締結しております。各氏の選任が承認された場合は、当該契約を継続する予定であります。また、市川 一氏が選任された場合、同内容の契約を締結する予定であります。
4. 豊泉貫太郎、佐藤正典の両氏は現在、当社の社外監査役であります。それぞれの監査役の在任期間は本総会終結の時をもって、豊泉貫太郎氏が12年4ヶ月、佐藤正典氏が5年となります。また、中島 茂氏は現在、当社の社外取締役であります。その在任期間は本総会終結の時をもって1年となります。

第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

現在の取締役の報酬額は、平成22年6月29日開催の第176回定時株主総会において、月額2,500万円以内（ただし、使用人分の給与は含まない。）とご承認いただき今日に至っておりますが、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社となります。つきましては、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、改めて取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を設定するものであります。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額は昨今の経済情勢等諸般の事情も考慮して、月額2,300万円以内とさせていただきたいと存じます。なお、使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まないものといたします。

現在の取締役の員数は8名ですが、第2号議案及び第3号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は8名となります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとします。

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社となります。つきましては、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員である取締役の報酬額を設定するものであります。

監査等委員である取締役の報酬額は昨今の経済情勢等諸般の事情も考慮して、月額600万円以内とさせていただきたいと存じます。

第2号議案及び第4号議案が原案どおり承認可決されますと、新たに就任する監査等委員である取締役は5名となります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとします。

第7号議案 退任取締役及び退任監査役に対し慰労金贈呈の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社となります。これに伴い、取締役を退任される白山 章、野村 修、太田隆明の各氏並びに監査役を退任される小山恵一郎氏に対し、在任中の功労に報いるため、当社の内規に従って相当の範囲内で慰労金を贈呈いたしたく、その具体的な金額、贈呈の時期及び方法の決定は、退任取締役については取締役会に、また退任監査役については監査等委員である取締役の協議にご一任いただきたく存じます。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとします。

各氏の略歴は次の通りであります。

氏 名	略 歴
白 山 章	平成21年10月 当社取締役 現在に至る
野 村 修	平成23年6月 当社取締役 現在に至る
太 田 隆 明	平成24年6月 当社取締役 現在に至る
小 山 恵一郎	平成24年6月 当社常勤監査役 現在に至る

以 上

第 182 回定時株主総会会場ご案内図

会 場 東京都千代田区丸の内一丁目7番12号

サピアタワー6階 ステーションコンファレンス東京605号会議室

下車駅 東京駅（JR各線、東京メトロ丸ノ内線）

大手町駅（東京メトロ東西線、東京メトロ丸ノ内線、

東京メトロ千代田線、都営地下鉄三田線）

